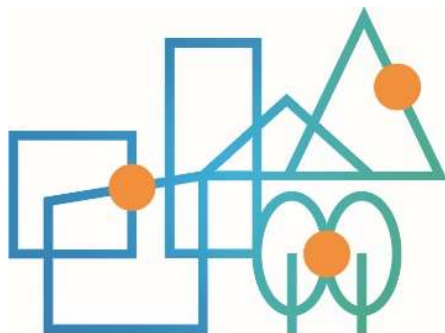


定禅寺通エリア・東部沿岸エリアの事業者様向け

令和 7 年度

仙台市脱炭素先行地域づくり事業(事業者対象)補助金 申請の手引き



脱炭素先行地域

【問合せ先】

もり みやこだつたんそ

杜の都脱炭素センター ☎(022)745-2030

受付時間 【令和 7 年 6 月 1 日～】 月～金曜日の午前9時から午後5時まで

※土・日・祝日及び年末年始(令和 7 年12月27 日～令和 8 年1月 4 日)はお休み

【～令和7年 5 月 31 日まで】木～日曜日の午前9時から午後5時まで
(祝日も受付。月～水曜日はお休み)

ホームページ <https://sendai-zeroarbon.jp>



【申請書等の提出先】

〒980-0811

仙台市青葉区一番町2丁目8-25 NTT 東日本仙台青葉通ビル
株式会社 NTT ネクシア東北センター内 杜の都脱炭素センター あて

令和 7 年 4 月

仙台市環境局先行地域推進室
(第1版)

仙台市脱炭素先行地域づくり事業(事業者対象)補助金を申請される皆様へ

当補助金の活用を検討される方は、以下の点を十分に確認した上で、交付申請してくださいようお願いいたします。

1. 補助金の申請者が本市に提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 本市からの補助金交付決定の日より前に、補助対象事業に着手した場合は、原則、補助金の交付を受けることができません。
ただし、やむを得ず交付決定の日よりも前に事業に着手しなければならないときで、「事前着手届出書(様式第3号)」を提出し不備がないことを本市が確認した場合、又は複数年工事に伴う「複数年度事業承認通知書(様式第9号)」の交付を受けた場合は、この限りではありません。
3. この補助金により取得した設備を補助金の目的以外の用途に使用することはできません。補助金の目的を達成するよう、善良な管理者の注意を持って管理し、効率的な運用を行ってください。
なお、本市は必要に応じて、取得設備の管理状況等について現地調査等を行うことがあります。
4. 取得設備を処分(譲渡、交換、貸付、廃棄など)しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書(様式第15号)」を本市に提出し、その承認を受けなければなりません。未承認のまま財産処分が行われた場合、補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求められます。
5. 本市は、補助金の交付を受けた者に対し、太陽光発電量や CO2 削減量等に関するアンケートなど協力を求めることがあります。

目次

1. 目的	- 1 -
2. 補助申請の流れ	- 2 -
(1) 令和 7 年度に着手し、令和 8 年2月 13 日までに工事に関する支払いが完了する場合	- 2 -
(2) 令和 7～8 年度にわたる工事契約で、年度ごとに出来高が発生する場合	- 3 -
3. 交付対象者	- 4 -
(1) 補助対象事業	- 5 -
(2) 補助対象設備	- 6 -
5. 補助対象設備の要件	- 6 -
6. 補助対象経費	- 9 -
7. 補助金額	- 9 -
8. 交付申請等の受付・提出期間・提出先	- 9 -
(1) 交付申請の受付期間・提出先	- 10 -
(2) 実績報告書の提出期間・提出先	- 10 -
(3) 請求書の提出期間・提出先	- 10 -
9. 交付申請に必要な書類	- 11 -
(1) 必要書類一覧	- 11 -
(2) 書類作成時の確認事項	- 12 -
(3) 交付申請書の記載例	- 15 -
(4) 事業計画書の記載例	- 21 -
10. 実績報告に必要な書類	- 31 -
(1) 必要書類一覧	- 31 -
(2) 書類作成時の確認事項	- 32 -
(3) 実績報告書の記載例	- 33 -
11. 補助金の交付	- 45 -
12. 取得財産の管理・処分	- 45 -
13. 自家消費割合の報告	- 45 -
14. 再エネ100%電力契約状況の報告	- 45 -
15. 補助事業完了後の市への協力	- 45 -
16. 添付する写真撮影時の注意点	- 46 -

1. 目的

本市は、令和3年3月に「2050年ゼロカーボンシティ」の宣言を行うとともに、仙台市地球温暖化対策推進計画(令和6年3月改定)において、令和12年度における温室効果ガス排出量を平成25年度比で55%以上とする削減目標を設定し、市民・事業者の皆さまと協働して「脱炭素都市づくり」の取り組みを進めています。

このような中、令和5年11月、本市は、カーボンニュートラルを目指す全国のモデルとなる地域を環境省が全国で少なくとも100か所選定する「脱炭素先行地域」に選ばれました。

本市の計画では、「109万市民の“日常”を脱炭素化～「働く人」「暮らす人」「訪れる人」が豊かな時間を過ごせる“新たな杜の都”～」をテーマに、定禅寺通エリア、泉パークタウンエリア、東部沿岸エリアを対象地域として、令和6年度から令和12年度まで脱炭素に資する様々な取り組みを展開します。

このうち、「定禅寺通エリアにおける業務ビルの脱炭素リノベーション」や「東部沿岸エリアにおける観光施設・未利用地への再エネ導入」に向けて、事業者の皆さまの設備導入等を支援することを目的として、令和6年度から令和10年度までの5年間、国の交付金を活用した補助事業を実施します。

補助金の申請にあたっては、本事業の趣旨を十分にご理解いただいた上で、「令和 7 年度 仙台市脱炭素先行地域づくり事業(事業者対象)補助金 申請の手引き」のほか、関連する以下の資料を必ず確認してください。

- 仙台市補助金等交付規則
- 仙台市脱炭素先行地域づくり事業(事業者対象)補助金交付要綱(以下「要綱」という。)
- 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(以下「国実施要領」という。)

※本市の「脱炭素先行地域-補助金情報サイト」は、以下のリンクをご参照ください。

URL: <https://sendai-zeroarbon.jp>

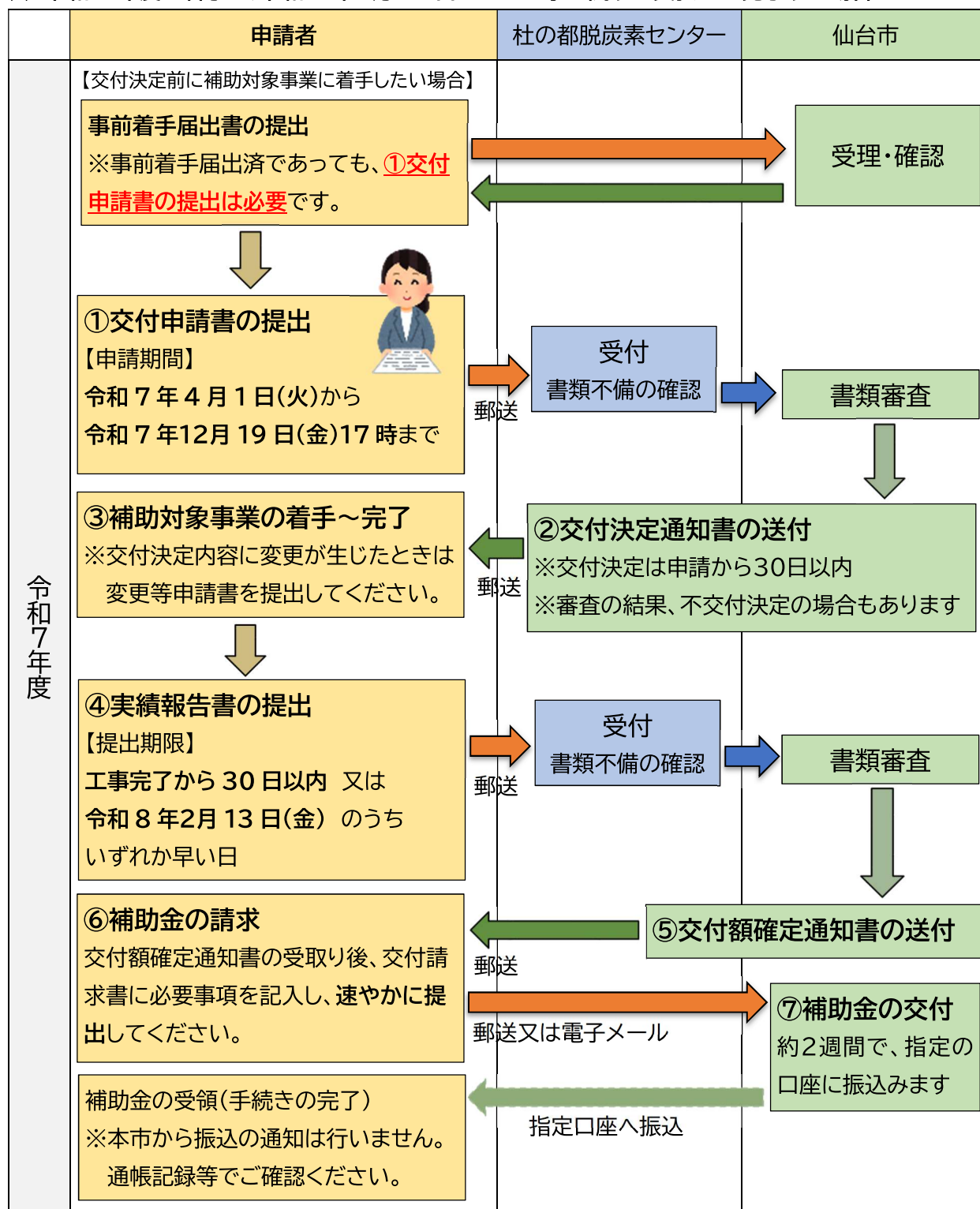
※国の「脱炭素先行地域・脱炭素地域づくり支援サイト」は、以下のリンクをご参照ください。

URL: <https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/>

2. 補助申請の流れ

補助申請期間(令和 7 年度) 令和 7 年 4 月 1 日(火)～令和 7 年12月 19 日(金)

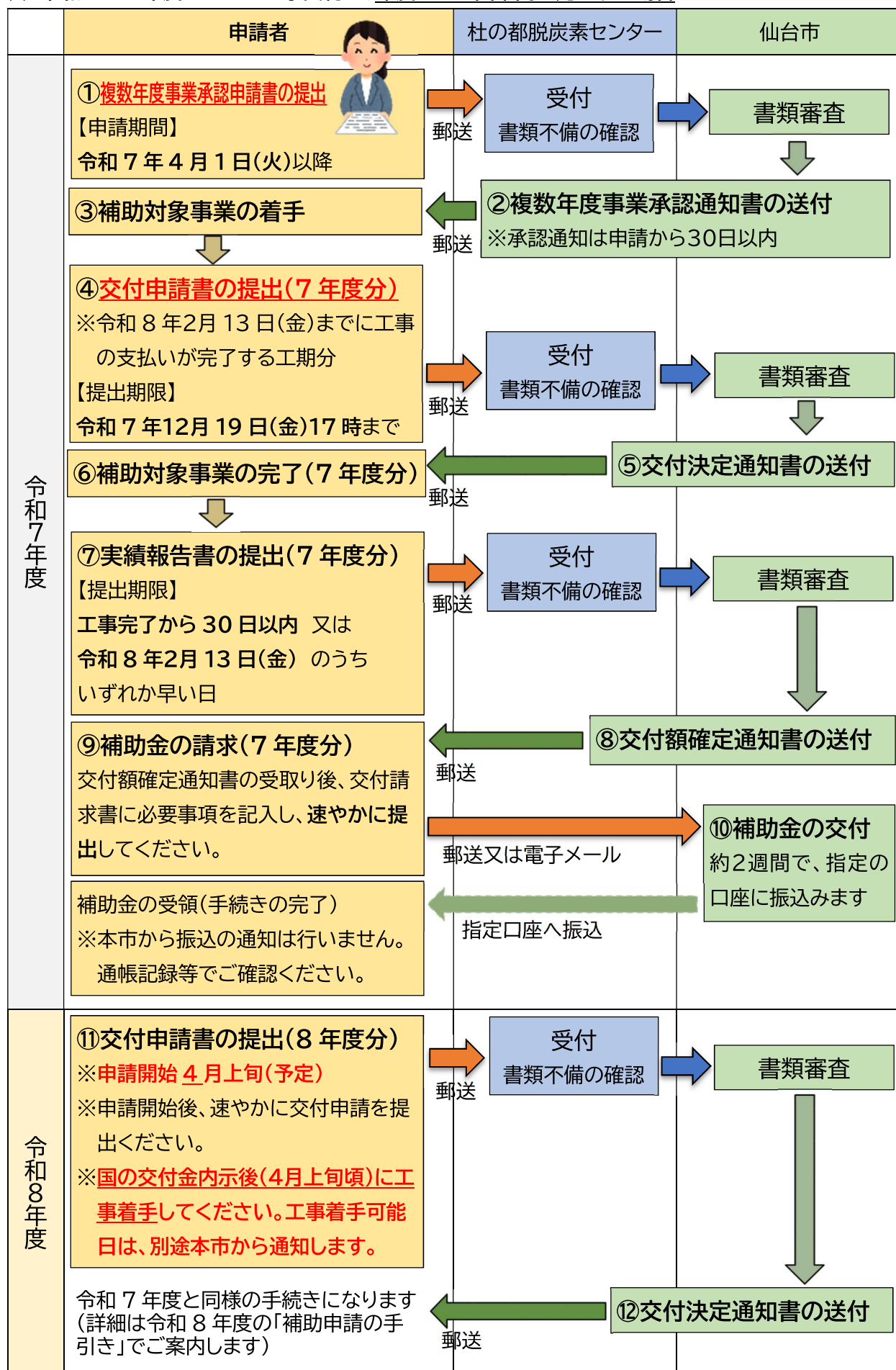
(1) 令和 7 年度に着手し、令和 8 年2月 13 日までに工事にに関する支払いが完了する場合



Q 交付決定の前に着手(契約)した場合は、補助対象にはならないのでしょうか。

A 原則、対象とはなりません。ただし、工期の関係などでやむを得ず交付決定の前に事業に着手する場合は、着手前に「事前着手届出書」(様式第3号)を提出し、確認を受けてください。なお、事前着手した場合でも、速やかに交付申請書を提出してください。

(2) 令和 7～8 年度にわたる工事契約で、年度ごとに出来高が発生する場合



(※) 令和 7 年度に出来高がない場合(例:契約のみ)は、④以降の手続きは不要です。

Q 複数年度事業が承認された場合、次年度の交付申請開始前に補助対象事業に着手したいときは、事前着手届出書を提出する必要がありますか。

A 提出不要です。ただし、次年度の着手については、国の交付金の内示があった後でなければなりませんので、本市からの連絡があるまで補助対象事業に着手しないでください。

Q 補助対象事業における「着手」と「完了」は、どの時点が基準日になりますか。

A 「着手」は契約日又は工事着工日のいずれか早い日、「完了」は工事完了日又は支払い完了日のいずれか遅い日となります。ただし、仕様決定のための事前協議等は着手に該当しません。

Q どのような場合に、複数年度事業の承認が必要ですか。

A 一つの工事の「着手」から「完了」が複数年度にまたがる場合は、複数年度事業の承認が必要になります。

Q 申請手続きを工事施工業者等に代行してもらうことはできますか。

A 工事施工業者等による申請の代行ができます。ただし、申請手続きを代行する場合であっても、申請者・補助金交付先は導入設備を使用する方です(初期費用ゼロサービスの場合を除く)。

3. 交付対象者

この補助金の交付対象者は、次のとおりです。

- 定禅寺通エリア、東部沿岸エリア及びエネルギー供給エリアに施設を所有する事業者
- 初期費用ゼロサービスを提供する事業者(以下「初期ゼロ事業者」という。)

ただし、以下のことに反している場合は、交付対象者とはなりません。

- 法令、条例、規則、要綱又はこれらに基づく指示に反する行為を行わないこと
- 暴力団等と関係を有していないこと
- 本市の市税を滞納していないこと
- 補助対象設備について、国又は本市が実施する他の補助金の交付を受けていないこと

Q 「初期費用ゼロサービス」とは何ですか。

A 初期ゼロ事業者が初期費用を負担して初期ゼロ事業者所有設備を設置し、日頃のメンテナンス等を行うもので、設備の利用者は月々のサービス料金等を初期ゼロ事業者へ支払う仕組みです。

「初期費用ゼロサービス」を利用する場合は、市から補助金を初期ゼロ事業者に交付し、その補助金分を月々のサービス料金等から差し引くこととなります。

初期費用ゼロサービスは、大きく分けて「電力販売契約(PPA)」と「リース契約」があり、補助金の交付申請者及び交付対象者は、初期ゼロ事業者となります。

4. 補助対象事業等

(1) 補助対象事業

事業実施期間が、令和7年4月1日(火)から令和8年2月13日(金)までの、以下の全ての要件を満たす事業が補助の対象となります。(事業者への支払いの完了をもって、事業完了となります。)
上記期間内に事業が完了しない場合は、補助対象外となります。ただし、複数年度事業の承認を受けた場合は、この限りではありません。

- ① 定禅寺通エリア、東部沿岸エリア、エネルギー供給エリアで実施するものであること
- ② 要綱に定める設備を導入するものであること
- ③ CO2排出の削減に効果があるものであること
- ④ 各種法令等に遵守した設備であること
- ⑤ 商用化され、導入実績がある設備であること(中古設備は対象外)
- ⑥ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと
- ⑦ 整備する設備に係る調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は、必要最小限度の範囲に限り補助対象に含めることとし、その補助率等は、当該設備整備の補助率等と同じとすること
- ⑧ 事業に関する契約相手方について、原則として2者以上の見積り合わせにより選定すること
- ⑨ 初期費用ゼロサービスについては、本市が定める要件を満たすものであること
- ⑩ 原則として、同一対象施設における同一箇所の設備について、1度もこの補助金の交付を受けていないこと
- ⑪ 事業を実施した対象施設の使用電力を、令和12年度までに再エネ100%電力にすること(補助金の交付を受けた年度の翌々年度の4月までに切り替えること)

Q 施工業者の指定はありますか。

A 施工業者の指定はありませんが、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、入札又は2者以上の業者から見積書を取得してください。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、随意契約によることができます(交付申請時に理由書の添付が必要です)。

(2) 補助対象設備

補助対象事業	補助対象設備
再エネ設備整備	太陽光発電設備
基盤インフラ整備	蓄電池
	BEMS(ビル・エネルギー・マネジメント・システム)
	充放電設備(充放電設備・充電設備・外部給電器)
省 CO2 等設備整備	EV清掃車
	高効率換気空調設備
	高効率照明機器
	高効率給湯器

5. 補助対象設備の要件

補助対象設備の主な要件は、下表のとおりです。詳細は国実施要領別紙1をご参照ください。

補助対象設備	補助の要件
太陽光発電設備	・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)に基づく固定価格買取制度(FIT 制度)の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。 ・ 電力販売の場合、電力販売事業者(需要家に対して電力販売により電気を供給する事業者。以下同じ。)に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること(電力販売事業者が宮城内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の9/10 とすることができる)。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 ・ リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 ・ 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合(業務用:50%)以上とすること。

補助対象設備	補助の要件
蓄電池	・ 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 ・ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 ・ 電力販売の場合、電力販売事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること(電力販売事業者が宮城県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 9/10 とすることができる。)。サービス料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 ・ リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 【業務用蓄電池(10kWh を超え 20kWh 以下)】 ・ 消防法令に適合又は、一定の安全要求事項が定められた標準規格(JIS C 4412 や JIS C 4411-1 等の標準規格)に適合していること。 【業務用蓄電池(20kWh 超)】 ・ 消防法令に適合していること。

補助対象設備	補助の要件
BEMS	・ 次の(a)又は(b)のいずれかを満たすこと。 (a) 平時に省エネ効果(運用改善によるものを含む)が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。 (b) システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要不可欠な機器であること。

補助対象設備	補助の要件
充放電設備(充放電設備、充電設備、外部給電器)	・ 充放電設備、充電設備について、原則として再エネ発電設備から電力供給可能となるよう措置されている場合に限る。 ・ 経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」で補助対象となる銘柄に限る。

補助対象設備	補助の要件
EV 清掃車	・ 拠点において、車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること。ただし再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して

	設備容量が不足する場合については、その不足分について再エネ電力証書(グリーン電力証書及び再エネ電力由来) クレジット又はいずれか一方)の購入又は再エネ電力メニューからの調達を行っても可とする。 ・ 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。
--	---

補助対象設備	補助の要件
高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器	・ 民生部門の電力需要家において、設備の稼働に伴い、電力を使用する場合は、当該設備における想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続するものであること。ただし、再エネ発電設備が設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分について再エネ電力メニューからの調達を行っても可とする。 【高効率空調機器】 ・ 従来の空調機器等に対して省 CO2 効果が得られるもの。 ・ 従来の機器が判別できないものは、新設要件を満足するもの。 ・ 新設の空調機器は冷暖平均 COP3.7 より大きいもの。 【高機能換気設備】 ・ 平時に活用するものであり、次の(a)～(c)の要件を全て満たすこと。 (a) 全熱交換器(JIS B8628に規定されるもの)であること。 (b) 必要換気量(1人当たり毎時30m³以上※)を確保すること。 (c) 熱交換率 40%以上(JIS B8639で規定)であること。 ※建築物の構造上、一人あたり毎時30m³を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること。「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量については、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」令和2年3月30日厚生労働省「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」を確認すること。 【高効率照明機器】 ・ 調光制御機能(スケジュール制御、明るさセンサーによる一定照度制御、在/不在自動調光制御のいずれか)を有する LED に限る。(ただし、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設の LED 照明、再エネ一体型屋外 LED 照明の場合はこの限りではない。) 【高効率給湯機器】 ・ 従来の給湯機器等に対して省 CO2 効果が得られるもの。

Q 手動で調整する調光制御機能付LEDも補助の対象となるのか。

A 手動式は対象外です。自動調光制御機能付LEDが補助の対象となります。

6. 補助対象経費

この補助金で対象とする経費は、補助対象設備の購入に係る費用のほか、設備の整備に必要な経費（工事費、設備費、業務費、事務費）について、必要最小限度の範囲に限り補助対象となります。詳細は、国実施要領別表第1（設備整備事業）、別表第2（車両導入事業）のとおりです。

なお、消費税・地方消費税は、補助対象から除きます。

また、補助対象外の設備の例は以下のとおりですが、判断に迷う場合は、交付申請前に必ず確認してください。

【補助対象外経費の例】

- ・ 現時点で実証段階の技術や設備の導入費用（ペロブスカイト太陽電池など）
- ・ 商用化されていない設備や中古設備の導入費用
- ・ 既設の設備の撤去費用及び処分費用
- ・ 工事に伴う産業廃棄物処理費用
- ・ アスベスト調査費用
- ・ 導入設備の保守管理費（故障時の修繕費用を含む）や保証料

Q 対象設備の増設や更新の場合は、補助対象になりますか。

A 増設や既設の設備更新も補助対象となりますが、既設の設備の撤去費用は対象外となります。

Q 補助金で設置した設備が故障した場合、修繕や改修にかかる費用も補助の対象になりますか。

A 修繕や改修にかかる費用は補助対象外です。設備の補償内容を確認するなど、工事施工業者やメーカー等にご相談ください。

7. 補助金額

交付する補助金の額は、補助対象設備ごとの補助対象経費に補助率2/3を適用して算出した補助額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。）とし、補助対象事業1棟あたり3億円を上限とします。ただし、WEBPRO 標準入力法による ZEB 可能性診断結果が ZEB Ready 以上の建物の改修（延べ床面積が 10,000 m²以上の建物の改修については、ZEB Oriented 以上）であり、かつ、省エネルギー性能表示に関する第三者認証を受けた補助事業の場合は、補助上限はありません（ZEB Ready 以上の新築の場合は、5億円を上限とします。）。

なお、同一施設における同一設備については、国及び本市の他の補助金との併用はできません。

8. 交付申請等の受付・提出期間・提出先

補助金の交付を受けるには、①交付申請書、②実績報告書、③請求書の提出が必要です。受付・提出期間内に必要書類を添えて、杜の都脱炭素センター（③請求書のみ仙台市環境局先行地域推進室）まで提出してください。書類に不備がある場合、提出された書類に記載の連絡先へ、ご連絡します。

(1) 交付申請の受付期間・提出先

受付期間	令和7年4月1日(火)から令和7年12月19日(金)まで
提出先	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2丁目8-25 NTT 東日本仙台青葉通ビル 株式会社 NTT ネクシア東北センター内 杜の都脱炭素センター あて

※提出する書類については、「9. 交付申請に必要な書類」をご確認ください。

【注意点】

- ア 事業着手前に交付申請書を提出してください。ただし、事前着手届出書(様式第3号)の提出を受け不備がない場合、又は複数年工事に伴う複数年事業承認通知書(様式第9号)を受けている場合は、この限りではありません。
- イ 申請を受理してから30日以内に審査(書類、必要に応じて現地確認)を行い、交付決定・不交付決定を申請者本人宛てに通知します。なお、書類是正に要する期間は30日に含まれません。
- ウ 押印の廃止に伴い、訂正印、捨印の対応が不可となりますので、修正箇所がある場合は、申請書等の再提出が必要になります。
- エ 市税納付状況確認で市税の完納を確認できなかった場合は、「市税の滞納がないことの証明書」を提出していただく必要があります。未納となっている市税があれば納付のうえ、最寄りの区役所又は総合支所で「市税の滞納がないことの証明書」(一通300円の手数料が必要です)の交付を受けて、仙台市環境局先行地域推進室に提出してください。
- オ 提出された書類について問い合わせをする場合がありますので、交付申請書類のコピーを保管してください(実績報告書も同様です)。

(2) 実績報告書の提出期間・提出先

提出期間	補助対象事業が完了した日から起算して30日以内、又は令和8年2月13日(金)のいずれか早い期日まで
提出先	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2丁目8-25 NTT 東日本仙台青葉通ビル 株式会社 NTT ネクシア東北センター内 杜の都脱炭素センター あて

※提出する書類については、「10. 実績報告に必要な書類」をご確認ください。

※支払いの完了をもって事業の完了となります。

(3) 請求書の提出期間・提出先

提出期間	本市から補助金交付額確定通知書(様式第13号)が届き次第、早急に提出 ※請求書の様式(様式第14号)は、「杜の都脱炭素センター」ホームページからダウンロードしてください。
提出先	請求書は電子メール又は郵送で提出してください。 ※電子メール、郵送、いずれの場合も提出したことを電話で連絡してください。 電子メール : zerocarbon@city.sendai.jp 電話番号 : 022-214-5377 〒980-0802 仙台市青葉区二日町 6-12 MSビル二日町 5 階 仙台市環境局先行地域推進室 あて

※補助金を振り込む口座は申請者本人の名義である必要があります。口座の名義や番号を確認できる通帳の写しを添付してください。なお、申請者以外の名義の口座には振り込むことはできません。

9. 交付申請に必要な書類

(1) 必要書類一覧

No.	添付書類	チェック
1	補助金交付申請書(様式第1号)	☐
2	事業計画書(様式第2号) ※事業経費のうち、補助対象経費が確認できる書類を添付すること	☐
3	【法人の場合】 商業登記簿履歴事項全部証明書等の原本(発行日から3か月以内のもの) ※登記情報取得サービスから印刷したものは不可です。 【個人事業主の場合】 個人営業証明書若しくは住民票	☐
4	建物の登記事項証明書の原本(発行日から3か月以内のもの) ※登記情報取得サービスから印刷したものは不可です。	☐
5	【賃借人の場合】賃貸契約書の写し等	
6	市税の滞納がないことの証明書(市税納付状況確認に同意しない場合に限る)	☐
7	補助対象経費が把握できる見積書等(原則として2者以上のもの。2者以上がない場合は、その理由書も添付してください。) ※「諸経費」、「現場経費」、「経費」等は内訳がわかるように記載してください。 ※値引きがある場合は、補助対象経費と補助対象外経費で値引き額が分かるように記載してください。	☐
8	CO2 削減効果の算定根拠資料(「杜の都脱炭素センター」ホームページに掲載している参考様式を使用することもできます。)	☐
9	補助対象事業の実施期間を把握できる予定工程表(補助対象設備ごとの工事期間、契約日、着工日、完工日、支払い日、実績報告書提出日及び導入時期等が判別できること)。なお、事業完了日から30日以内、又は2月13日(金)のいずれか早い日までに実績報告が可能となるよう余裕のあるスケジュールを心がけてください(支払いの完了をもって事業の完了となります。)	☐
10	【リース又は電力販売の場合】 リース料金又はサービス料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類	☐
11	補助対象設備(既に設置している設備等を入れ替える場合は、撤去設備も含む)の仕様書又はカタログ等	☐
12	補助対象設備の設置図(平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等。補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できること。)又はこれに代わるもの	☐
13	施工前の写真(既に設置している設備等を入れ替える場合は、既設設備の撤去前の写真)	☐

14	【太陽光発電設備のみ】 年間の想定自家消費電力量及び年間の想定発電量の根拠資料	☐
15	【ZEB に該当する場合】 BELS 評価書の写し(評価書取得前の場合は、WEBPRO 標準入力法による ZEB 可能性診断結果が分かる書類)	☐
16	【前年度までに複数年度事業の承認を受けている場合】 複数年度事業承認通知書(様式第9号)の写し	☐
17	その他市長が必要と認める書類(該当する場合のみ)	☐

(2) 書類作成時の確認事項

作成時に特に留意する確認事項がある書類について掲載しています。その他の添付書類の記載において不明な点は、「杜の都脱炭素センター」へお問い合わせください。No.は前項(1)と同番号です。

No.	添付書類	確認事項
2	事業計画書(様式第2号)	・ 設備ごとに経費等を記載してください。 ※別添「参考資料 1(事例①・②)を参照」 ・ 補助対象経費算出の根拠資料を提出してください。 ※別添「参考資料2を参照」 ・ 複数の設備を導入する場合に共通で必要となる費用は、当該導入設備に応じて按分してください。 ・ 経費は提出する見積書と、CO2 排出削減量等はNo.7の根拠資料と整合しているか確認してください。
3	【法人の場合】 商業登記簿履歴事項全部証明書等(発行日から3か月以内のもの) 【個人事業主の場合】 個人営業証明書若しくは住民票	・ 商業登記簿履歴事項全部証明書等及び個人営業証明書は原本を提出してください。 ・ 住民票の写し(コピー不可)を提出してください。 ・ 住民票の写しは、個人番号(マイナンバー)の記載がなく、発行日から3か月以内のものをご用意ください。
6	市税の滞納がないことの証明書 (市税納付状況確認に同意しない場合に限る)	・ 交付申請書「6 市税納付状況確認」で、「同意します」と選択した場合は、添付不要です。
7	補助対象経費が把握できる見積書等(原則として2者以上のもの。2者以上がない場合は、その理由書も添付してください。)	・ 見積りの日付・有効期間(交付申請日が有効期間内であること)、補助対象設備の設置場所の所在地を見積書に記載するようにしてください。 ・ 補助対象経費と補助対象外経費が分かるように記載してください。 ・ 申請書が初期ゼロ事業者の場合は、初期ゼロ事業者から施工事業者等の見積書を徴取してください。
8	CO2 削減効果の算定根拠資料	・ 太陽光発電量、高効率空調設備・高効率照明機器・高効率給湯器の省 CO2 性能を踏まえた削減効果の根拠を

		明確にしてください。
9	補助対象事業の実施期間を把握できる予定工程表(契約日、着工日、完工日、支払い日、実績報告書提出日及び導入時期等が判別できること)	・ 補助対象事業の実施期間(契約日、着工日、完工日、支払日及び、実績報告書提出日)を把握できるもので、特に補助対象設備ごとの工事期間、導入時期が判別できるものとしてください。 ・ 事業完了日から30日以内、又は令和 8 年2月 13 日(金)のいずれか早い日までに実績報告が可能となるよう、余裕のあるスケジュールを心がけてください。 【複数年度事業の場合】 ・ 契約日及び年度ごとの着工日、完工日、支払い日、実績報告書提出日が分かるものとしてください(初年度が発注のみで補助金の交付申請を行わない場合も、そのことが分かるように作成してください。)
10	【リース又は電力販売の場合】 リース料金又はサービス料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類	・ サービス料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類については、例えば月額料金から低減する場合は、サービス期間内の低減額の合計額が補助総額と一致していることが分かるものとしてください。 ・ 法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類については、サービス利用者が継続的に使用することの意思が確認できるものとしてください。
11	補助対象設備(既に設置している設備等を入れ替える場合は、撤去設備も含む)の仕様書又はカタログ	・ 見積書と型番や能力等が一致していることを必ず確認してください。 【高効率空調機器】 ・ 定格能力[kW]及び定格消費電力[kW]が記載されているもの。 【高効率空調機器(全熱交換器)】 ・ 「JIS B 8628」、「JIS B 8639」に規定されていることがわかる書類を提出してください。 ・ 必要換気量(1人当たり毎時30m³以上)が確保されていることがわかる書類を提出してください。 【高効率照明機器】 ・ 定格消費電力[W]が記載されているもの。 【蓄電池(10kWh を超え 20kWh 以下)】 ・ 消防法令への適合又は、一定の安全要求事項が定められた標準規格(JIS C 4412 や JIS C 4411-1 等の標準規格)への適合がわかる書類を提出してください。 【蓄電池(20kWh 超え)】 ・ 消防法令への適合がわかる書類を提出してください。
12	補助対象設備の設置図(平面図、機器配置図、システム系統図及び単	・ 平面図、機器配置図にて、設備の設置場所を特定するとともに、システム系統図及び単線結線図等で各設備間

	線結線図等。補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できること。)又はこれに代わるもの	のシステム構成を明確にしてください。 ・ 補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できるものとしてください。 ・ 機器配置図等には、施工前写真の撮影位置及び番号を記載してください。
13	施工前の写真(既に設置している設備等を入れ替える場合は、既設設備の撤去前の写真)	・ 設置場所全体・詳細・銘板の拡大を写したものを用意してください。 ・ 機器配置図等に記載の撮影位置の番号と整合をとってください。 ・ 必ずカラー写真としてください。
14	【太陽光発電設備のみ】 年間の想定自家消費電力量及び年間の想定発電量の根拠資料	・ 特定の様式はありませんが、発電量及び自家消費量の計算に際して採用した試算条件(設備容量、屋根の向き、現状の電力需要量・デマンド、蓄電池の充放電量等)が分かるように記載してください。
15	【ZEB に該当する場合】 BELS 評価書の写し(評価書取得前の場合は、WEBPRO 標準入力法による ZEB 可能性診断結果が分かる書類)	・ BELS 評価書について、交付申請時に取得できない場合は、WEBPRO 標準入力法による ZEB 可能性診断を行い、その結果が分かる書類を添付してください。 ・ 交付申請後、BELS 評価書を取得した場合は、速やかに BELS 評価書の写しを提出してください。

Q 複数年度事業の承認を受けているが、交付申請時の添付資料が重複する場合は省略できるか。

A 複数年度事業承認申請時と事業の変更(導入設備等の変更など)がないことを確認するため、添付書類一式を提出してください。

(3) 交付申請書の記載例

様式第1号（第8条第1項関係）

仙台市脱炭素先行地域づくり事業(事業者対象)補助金交付申請書

令和7年4月14日

(あて先) 仙台市長

〒****-****
申請者の住所又は所在地 仙台市青葉区国分町*丁目**番地
申請者の氏名又は名称 株式会社 ****商事
代表取締役 杜野 都

標記の補助金の交付を受けたいので、仙台市補助金等交付規則第3条第1項及び仙台市脱炭素先行地域づくり事業(事業者対象)補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業対象施設の名称等

名 称	***ビル		
所在地	地番	仙台市 青葉 区	国分町*丁目*番*号
	住所	仙台市 青葉 区	国分町*丁目**番地**

2 導入する設備の種類と補助金申請額

補助対象設備		事業計画書（様式第2号）で算出した設備ごとの申請額を記入してください。（千円未満切捨て）		補助金申請額（税抜）	
太陽光発電設備			金		円
蓄電池			金		円
BEMS（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）			金		円
充放電設備（充放電設備・充電設備・外部給電器）			金		円
EV清掃車			金		円
高効率換気空調設備	上記設備ごとに記入した金額の合計額を記入してください。		金	5,102,000	円
高効率照明機器			金	436,000	円
高効率給湯器			金		円
		申請額合計	金	5,538,000	円

3 補助対象事業の開始及び完了の予定日

事業全体の目安の期間を記入してください。

開始予定日	完了予定日
令和 7 年 5 月 2 6 日	令和 8 年 2 月 2 日

※開始予定日：契約予定日又は工事着工予定日のいずれか早い日

※完了予定日：工事完了予定日又は支払い完了予定日のいずれか遅い日

4 添付書類（別表第 1 第 3 項のとおり）

- 事業計画書（様式第 2 号）（事業経費のうち、補助対象経費が確認できる書類を添付すること）
- 商業登記簿履歴事項全部証明書等（発行日から 3 か月以内のもの）【法人の場合】
- ☐ 個人営業証明書若しくは住民票【個人事業主の場合】
- 建物の登記事項証明書（発行日から 3 か月以内のもの）。
- 申請者が賃借人の場合、賃貸契約書の写し等
- 補助対象経費が把握できる見積書等（原則として 2 者以上の見積書を提出するものとし、これにより難しい場合は、その理由を示す書類を添付すること）
- CO2 削減効果の算定根拠資料
- 補助対象事業の実施期間を把握できる工程表（補助対象設備ごとの工事期間、導入時期が判別できること）
- ☐ リースの場合、リース料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類
- ☐ 電力販売の場合、サービス料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類
- 補助対象設備の仕様書又はカタログ
- 【EV 清掃車を除く】補助対象設備の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等。補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できること。）又はこれに代わるもの
- 【EV 清掃車を除く】施工前の写真（既に設置している設備等を入れ替える場合は、撤去設備の仕様書又はカタログ若しくはこれに代わるもの及び撤去前の写真（仕様書又はカタログ等に記載された設備と同一の設備であるかを銘板等の写真を用いて確認できること。））
- ☐ 太陽光発電設備の場合は、年間想定自家消費電力量及び年間想定発電量の根拠資料
- ☐ その他市長が必要と認める書類

添付書類にチェック（塗りつぶし又はレ点）を入れてください。添付書類に不備がある場合は、受理されません。

5 誓約事項

- 導入する設備は、法令、条例等に適合して設置すること
- 要綱第3条第2項各号のいずれにも該当しないこと
- 市から導入設備の使用状況報告の要請があった場合は速やかに提出すること
- 補助金受給完了後も、管理台帳により導入設備の善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従い、効果的な運用を図ること
- この誓約事項及び申請内容に虚偽があることが発覚した場合は、要綱第18条に基づく交付の決定の取消し、その他交付額の変更を受けることに異議を申し立てないこと
- 市が別途通知する日までに、補助対象事業を実施する施設の使用電力を再エネ100%電力にすること。また、これに伴い、電力供給の契約状況について、市が東北電力株式会社に対し照会することに同意すること（※）
- 太陽光発電設備を導入する場合は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと
- 法定耐用年数を経過するまでの間、本補助金を活用して取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと
- 補助事業者が以下の(1)～(3)の関係にある会社から調達を受けないこと。
調達を受ける場合は製造原価である根拠となる資料を提出すること。
 - (1) 補助事業者自身
 - (2) 100%同一の資本に属するグループ会社
 - (3) 補助事業者の関係会社（上記(2)を除く）
- （申請者が賃借人の場合）補助対象設備を導入することについて、賃貸人からの同意を得ていること
- 導入設備に関する使用状況等のデータの提供、アンケート等への回答に協力すること

※ 申請者が初期費用ゼロサービス事業者の場合は、初期費用ゼロサービス利用者が「9 申請内容に関する確認等」に別途記入すること

宣誓事項をよく確認してからチェック（塗りつぶし又はレ点）を入れてください。

6 市税納付状況確認

私（法人（団体）含む）の仙台市市税納付状況（税目・税額・申告の有無等）を、
先行地域推進室が税務担当課に照会することに

同意します

同意しません

※ 該当するものを○で囲んでください。同意する場合は、納付状況の確認に際し、申請者を特定するために必要な下記の情報について記入をお願いします。

☐ 個人の場合

・生年月日（ 年 月 日）

※個人事業主の方は次の2点についても記入をお願いします。

・事業所所在地

（申請者と同一の場合は記入不要）

・事業所名称・屋号

☒ 法人格を有する場合

・本店や主たる事務所の所在地

（申請者と同一の場合は記入不要）

・本店や主たる事務所の名称

（申請者と同一の場合は記入不要）

・法人番号（13桁）

※ 同意されない場合には、市税の課税の有無にかかわらず、最寄りの区役所・総合支所税証明担当課において交付される「市税の滞納がないことの証明書」（申請日前30日以内に交付を受けたものに限ります。）を添付して申請してください（1通300円の手数料が必要です。）。

【「市税の滞納がないことの証明書」の交付にあたって】

市税を10日以内に納付した場合は、納付状況を確認できない場合があるため、「市税の滞納がないことの証明書」の交付を受ける際に、領収書や通帳等納付した事実が分かる書類をお持ちください（法人市民税・事業所税の場合は申告書の控えもお持ちください。）。

7 設備の設置等を行う者

法人等名称	株式会社 ****商事
代表者役職・氏名	代表取締役 杜野 都
担当者役職・氏名	総務課長 定禅寺 通
住所又は所在地	仙台市青葉区国分町*丁目**番地
電話番号	080-****-****
E-Mail	***@***.co.jp

携帯電話等の日中連絡が取れる電話番号を記入ください。

8 手続きの代行

要綱第 15 条に規定する交付申請手続きの代行について、以下の者を代理人と定め、手続きの代行を依頼します。

法人名称	有限会社 ***工務店
代表者役職・氏名	代表取締役 東部 太郎
担当者役職・氏名	工事部長 沿岸 次郎
住所又は所在地	仙台市宮城野区**町*丁目**番地
電話番号	090-****-****
E-Mail	***@***.co.jp

9 申請代行者による申請者に対する説明の確認

本件の申請者より、要綱第 15 条に基づく申請手続きの代行を依頼されましたので、補助対象事業の内容、申請に当たっての誓約事項及び市税納付状況の確認に係る同意事項について十分に説明の上、申請手続きを代行します。

申請代行者（担当者 氏名）（自署）

申請代行者が記入してください。

9 申請内容に関する確認等（申請者が初期費用ゼロサービス事業者の場合のみ記入）

初期費用ゼロサービス利用者である私は、本申請内容について、初期費用ゼロサービス事業者から説明を受け、間違いがないことを確認しました。

また、以下のことを誓約します。

- ☐ 市が別途通知する日までに、補助対象事業を実施する施設の使用電力を再エネ 100%電力にすること。また、これに伴い、電力供給の契約状況について、市が東北電力株式会社に対し照会することに同意すること

氏 名

住 所

電話番号

E - M a i l

所有者自らが申請者の場合は、記入不要で

(4) 事業計画書の記載例

様式第2号（第8条第1項関係）

事業計画書

令和7年 4月14日

株式会社 ****商事

申請者名 代表取締役 杜野 都

1 補助対象事業の概要

導入予定の補助対象設備		数量	導入手法
☐ 太陽光発電設備		基	☐ 購入 ☐ 電力販売 ☐ リース
☐ 蓄電池		基	☐ 購入 ☐ 電力販売 ☐ リース
☐ BEMS		基	☐ 購入 ☐ 電力販売 ☐ リース
☐ 充放電設備		基	☐ 購入 ☐ リース
☐ 充電設備		基	☐ 購入 ☐ リース
☐ 外部給電器		基	☐ 購入 ☐ リース
☐ EV清掃車		台	☐ 購入
■ 高効率換気空調設備	室内機	3基	■ 購入 ☐ リース
	室外機	3基	
■ 高効率照明機器		20基	■ 購入 ☐ リース
☐ 高効率給湯器		基	☐ 購入 ☐ リース

2 補助対象経費等の概要

補助金の交付を受けたい設備すべての合計を記入してください。

事業全体		
A	補助対象経費の小計	8,308,642 円（税抜）
B	他補助金の活用予定（金額）	0 円（税抜）
C	補助対象経費の合計	8,308,642 円（税抜）
D	補助申請額	5,538,000 円（税抜）

導入設備ごとに補助率を乗じて算出した金額（千円未満切捨て）の合計を記入してください。

導入設備の「3 補助対象設備の内容」

A 補助対象経費の小計の合計

B 他補助金額の合計

C 補助対象経費の合計の合計

を記入してください。

3 現在の電気使用状況

直近1年間の電力使用量	987 kWh
-------------	---------

忘れずに記載してください。

4 補助対象設備の内容

補助金の交付を受けたい設備すべてに記入してください。

補助対象設備のみ内容を記載し提出して下さい。

太陽光発電設備の補助対象経費

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	円
		労務費	円
		直接経費	円
	（間接工事費）	共通仮設費	円
		現場管理費	円
		一般管理費	円
	付帯工事費		円
	機械器具費		円
	測量及試験費		円
設備費	設備費		円
業務費	業務費		円
事務費	事務費		円
A 補助対象経費の小計			円
B 他補助金の活用予定		他補助金名	
※複数ある場合は全て記入すること		他補助金額	円
C 補助対象経費の合計（A－B）			円
D 補助申請額（C×2/3） 【千円未満切捨て】			,000 円

※既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご注意ください。

太陽光発電設備導入による効果等

E	発電出力（太陽電池モジュールの公称最大出力）	kW
F	発電出力当たりの費用単価（C÷E）	円/kW
G	パワーコンディショナの定格出力	kW
H	年間の想定自家消費電力量	kWh
I	年間の想定発電量	kWh
J	自家消費率（G÷H×100） ※50%以上であること	%
K	導入設備のCO2削減効果	t-CO2/年

蓄電池の補助対象経費

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	円
		労務費	円
		直接経費	円
	（間接工事費）	共通仮設費	円
		現場管理費	円
		一般管理費	円
	付帯工事費		円
	機械器具費		円
	測量及試験費		円
設備費	設備費		円
業務費	業務費		円
事務費	事務費		円
A 補助対象経費の小計			円
B 他補助金の活用予定		他補助金名	
※複数ある場合は全て記入すること		他補助金額	円
C 補助対象経費の合計（A－B）			円
D 補助申請額（C×2/3） 【千円未満切捨て】			,000 円

※既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご注意ください。

蓄電池導入による効果等

E 蓄電容量	kWh
F 蓄電容量当たりの費用単価（C÷E）	円/kWh
G パワーコンディショナの定格出力	kW

B E M S の補助対象経費

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	円
		労務費	円
		直接経費	円
	（間接工事費）	共通仮設費	円
		現場管理費	円
		一般管理費	円
	付帯工事費		円
	機械器具費		円
	測量及試験費		円
設備費	設備費		円
業務費	業務費		円
事務費	事務費		円
A 補助対象経費の小計			円
B 他補助金の活用予定		他補助金名	
※複数ある場合は全て記入すること		他補助金額	円
C 補助対象経費の合計（A－B）			円
D 補助申請額（C×2/3） 【千円未満切捨て】			,000 円

※既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご注意ください。

充放電設備（充放電設備、充電設備、外部給電器）の補助対象経費

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	円
		労務費	円
		直接経費	円
	（間接工事費）	共通仮設費	円
		現場管理費	円
		一般管理費	円
	付帯工事費		円
	機械器具費		円
	測量及試験費		円
設備費	設備費		円
業務費	業務費		円
事務費	事務費		円
A 補助対象経費の小計			円
B 他補助金の活用予定		他補助金名	
※複数ある場合は全て記入すること		他補助金額	円
C 補助対象経費の合計（A－B）			円
D 補助申請額（C×2/3） 【千円未満切捨て】			,000 円

※既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご注意ください。

EV清掃車の補助対象経費

区分	費目	補助対象経費（税抜）
車両費	購入費（工事費を含む）	円
A	補助対象経費の小計	円
B	他補助金の活用予定 ※複数ある場合は全て記入すること	他補助金名 他補助金額
C	補助対象経費の合計（A－B）	円
D	補助申請額（C×2/3）【千円未満切捨て】	,000 円

EV清掃車導入による効果等

E	再エネ発電設備の設置及び接続の有無	☐ 有 ☐ 無
F	再エネ電力証書の利用の有無	☐ 有 ☐ 無
G	導入車両のCO2削減効果	t-CO2/年

高効率換気空調設備の補助対象経費

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	*,*,*,*,* 円
		労務費	*,*,*,* 円
		直接経費	*,*,*,* 円
	（間接工事費）	共通仮設費	*,*,*,* 円
		現場管理費	*,*,*,* 円
		一般管理費	*,*,*,* 円
	付帯工事費		*,*,*,* 円
	機械器具費		*,*,*,* 円
	測量及試験費		*,*,*,* 円
設備費	設備費		*,*,*,* 円
業務費	業務費		*,*,*,* 円
事務費	事務費		*,*,*,* 円
A 補助対象経費の小計			7,654,321 円
B 他補助金の活用予定 他補助金名			—
※複数ある場合は全て記入すること 他補助金額			0 円
C 補助対象経費の合計（A－B）			7,654,321 円
D 補助申請額（C×2/3） 【千円未満切捨て】			5,102,000 円

※既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご注意ください。

$$7,654,321 \times 2 \div 3 = 5,102,880$$

↑切捨て

高効率換気空調設備導入による効果等

E 従来機器に対する導入設備のCO2削減効果	0.43	t-CO2/年
------------------------	------	---------

根拠となる資料を添付してください。
小数点以下2桁まで記載してください。

高効率照明機器の補助対象経費

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	*,*** 円
		労務費	*,*** 円
		直接経費	*,*** 円
	（間接工事費）	共通仮設費	*,*** 円
		現場管理費	*,*** 円
		一般管理費	*,*** 円
	付帯工事費		*,*** 円
	機械器具費		*,*** 円
	測量及試験費		*,*** 円
設備費	設備費		*,*** 円
業務費	業務費		*,*** 円
事務費	事務費		*,*** 円
A 補助対象経費の小計			654,321 円
B 他補助金の活用予定 他補助金名			—
※複数ある場合は全て記入すること 他補助金額			0 円
C 補助対象経費の合計（A－B）			654,321 円
D 補助申請額（C×2/3） 【千円未満切捨て】			436,000 円

※既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご留意ください。

高効率照明機器導入による効果等

E 導入機器のCO2削減効果	0.06 t-CO2/年
F LED照明の調光制御機能の有無	☒ 有 ☐ 無

根拠となる資料を添付してください。
小数点以下2桁まで記載してください。

高効率給湯器の補助対象経費

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	円
		労務費	円
		直接経費	円
	（間接工事費）	共通仮設費	円
		現場管理費	円
		一般管理費	円
	付帯工事費		円
	機械器具費		円
	測量及試験費		円
設備費	設備費		円
業務費	業務費		円
事務費	事務費		円
A 補助対象経費の小計			円
B 他補助金の活用予定		他補助金名	
※複数ある場合は全て記入すること		他補助金額	円
C 補助対象経費の合計（A－B）			円
D 補助申請額（C×2/3） 【千円未満切捨て】			,000 円

※既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご注意ください。

高効率給湯器導入による効果等

E 導入機器のCO2削減効果	t-CO2/年
----------------	---------

10. 実績報告に必要な書類

(1) 必要書類一覧

No.	添付書類	チェック
1	実績報告書(様式第12号)	☐
2	契約書(注文請書でも可)の写し	☐
3	領収書の写し等。補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書又はこれに代わるもの	☐
4	【リース又は電力販売の場合】 導入した設備等について法定耐用年数期間満了までに継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類	☐
5	導入設備にかかる写真 ※P46、47 参照	☐
6	導入設備の実際の設置図又はこれに代わるもの	☐
7	出荷証明書(申請者名または工事名、現場住所、出荷日または納入日、新品であることが確認できること)、納品書、保証書等の写し	☐
8	その他市長が必要と認める書類(該当する場合のみ)	☐

【電力会社が提供する再エネメニューの申込みについて】

「脱炭素先行地域」では、事業所で使用する電力を100%再エネ由来とする必要があり、電力会社が提供する再エネメニューを契約する必要があります。

本市の「脱炭素先行地域」の共同提案者である東北電力(株)が提供する対象地域限定の再エネメニュー(通常料金+0.6 円/kWh)の契約を希望する方は、実績報告時に上記の書類に加えて、「仙台市再エネメニュー」加入申込書を必ず提出してください(「仙台市再エネメニュー」加入申込書は交付決定通知書に同封されています)。

実績報告時に申込書を提出いただければ、設備を導入した年度の翌々年度4月から再エネメニューが適用されます。

なお、東北電力以外の電力会社が提供する再エネメニューを契約する場合は、当該電力会社に申込方法等をお問い合わせください。また、設備導入後に、市に再エネメニューの契約状況を報告していただく必要があります(設備導入の翌年度に市から契約状況に関する報告様式をお送りします)。

※すでに再エネメニューに切替済みの場合は、契約内容を証明する書類を提出してください。

Q テナントの場合、再エネメニューの契約手続きは、どうしたらよいのですか。

A 本市よりビルオーナーに再エネメニューへの切替をご案内しますので、手続きの必要はありません。

申請者が賃借人(テナント)の場合、補助対象設備を導入することについて、賃貸人(ビルオーナー)からの同意を得ることとしておりますので、補助申請前に必ずビルオーナーに報告ください。

(2) 書類作成時の確認事項

No.	添付書類	確認事項
2	契約書等の写し	・ 発注者、受注者、契約日、請負金額が確認できるものとしてください。 ・ 電子契約の場合は、電子契約したことの証明書(合意証明書、タイムスタンプ等)も提出してください。 ・ 申請者が初期ゼロ事業者の場合は、初期ゼロ事業者が、設備の購入や設置工事に関して関係事業者と締結した契約書の写しを提出してください。
3	領収書の写し等。補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書又はこれに代わるもの	・ 申請者の氏名(フルネーム)及び設置工事に係る費用を負担したことが分かる内容を記載したものとしてください。 ・ 領収書に「内訳は見積番号****のとおり」の記載があり、交付申請時の見積番号と一致する場合は、内訳不要。 ・ 補助対象経費の中に自社調達又は関係会社からの調達分がある場合、製造原価であることを証する資料を提出してください。
5	導入設備にかかる写真	P46「添付する写真撮影時の注意点」を参考に、設置後の全景、設備周りを撮影した写真(機器配置図等に記載の撮影位置の番号と整合をとってください。)の他、次の部分を撮影したカラー写真を提出してください。 【太陽光発電設備】 ア 全ての太陽電池モジュール イ パワーコンディショナ 【蓄電池】 ア 蓄電池本体 イ パワーコンディショナ ウ 蓄電システム付帯のDC/DCコンバー 【EV 清掃車】 ア 導入車両の車両ナンバー 【充放電設備、高効率換気空調設備、高効率照明設備、高効率給湯器】 ア 銘板(型番等が読み取れるように撮影)
6	導入設備の実際の設置図	・ 平面図、機器配置図にて、設備の設置場所を特定するとともに、システム系統図及び単線結線図等で各設備間のシステム構成を明確にしてください。 ・ 補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できるものとしてください。 ・ 機器配置図等には、設置後の写真の撮影位置及び番号を記載してください。

(3) 実績報告書の記載例

様式第12号（第13条関係）

仙台市脱炭素先行地域づくり事業(事業者対象)補助金実績報告書

法人の場合、代表者変更等で申請者
に変更があったときは、そのことが
分かる資料を提出してください。

令和8年 2月 6日

(あて先) 仙台市長

〒****-****

申請者の住所又は所在地 仙台市青葉区国分町*丁目**番地

申請者の氏名又は名称 株式会社 ****商事

代表取締役 杜野 都

年 月 日付けで交付決定通知を受けた補助事業の実施実績について、仙台市脱炭素先行地域づくり事業(事業者対象)補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業対象施設の名称等

名 称	***ビル	
所在地	地番	仙台市 青葉 区 国分町*丁目*番号
	住所	仙台市 青葉 区 国分町*丁目*番地*

2 補助事業の内容

導入した補助対象設備		数量	導入手法
☐ 太陽光発電設備		基	☐ 購入 ☐ 電力販売 ☐ リース
☐ 蓄電池		基	☐ 購入 ☐ 電力販売 ☐ リース
☐ BEMS		基	☐ 購入 ☐ 電力販売 ☐ リース
☐ 充放電設備		基	☐ 購入 ☐ リース
☐ 充電設備		基	☐ 購入 ☐ リース
☐ 外部給電器		基	☐ 購入 ☐ リース
☐ EV清掃車		台	☐ 購入
■ 高効率換気空調設備	室内機	3基	■ 購入 ☐ リース
	室外機	3基	
■ 高効率照明機器		20基	■ 購入 ☐ リース
☐ 高効率給湯器		基	☐ 購入 ☐ リース

3 補助対象事業の開始及び完了の日

開始日 令和 7 年 8 月 25 日 完了日 令和 8 年 2 月 2 日

4 交付決定又は変更承認の内容から変更があった場合の変更内容

--

5 補助対象経費等の概要

補助金の交付を受けたい設備すべての合計を記入してください。

事業全体		
A 補助対象経費の小計	8,308,642	円（税抜）
B 他補助金の活用予定（金額）	0	円（税抜）
C 補助対象経費の合計	8,308,642	円（税抜）
D 補助申請額	5,538,000	円（税抜）

6 再エネ100%電力の契約（予定）状況

切替済みの場合は、契約プラン等が証明できる書類を提出してください。

再エネメニュー切替月	年 月（予定：令和 7 年 4 月）
契約先（電力会社）	**電力
契約プラン	再エネプラン

7 添付書類 別表第1第4項のとおり

(1) 共通

- 契約書等の写し
- 領収書の写し等。補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書又はこれに代わるもの
- リースの場合、本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類
- 電力販売の場合、本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類
- その他市長が必要と認める書類

(2) 太陽光発電設備

- 導入設備の次の部分について、設置後の写真（銘板等が確認できること）
 - ア 全ての太陽電池モジュール
 - イ パワーコンディショナ
- 導入設備の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等、補助対象設備及び補助対象外の設備が判別できる書類。以下同じ。）又はこれに代わるもの
- 出荷証明書、納品書又は保証書等の写し

(3) 蓄電池

- 導入設備の次の部分について、設置後の写真（銘板等が確認できること）
 - ア 蓄電池本体
 - イ パワーコンディショナ
 - ウ 蓄電システム付帯のDC/DCコンバータ
- 導入設備の実際の設置図又はこれに代わるもの
- 出荷証明書、納品書又は保証書等の写し
- 蓄電池（20kWh超）の場合、蓄電池設備設置（変更）届出書の写し

(4) 充放電設備（充放電設備、充電設備、外部給電器）

- 導入設備の次の部分についての導入後の写真（銘板等が確認できること）
 - ア 充放電設備、充電設備、外部給電器
- 経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」で補助対象となる銘柄であることが分かる書類
- 充放電設備、充電設備の場合、実際に再エネ発電設備と接続して充電を行うことが確認できる資料（システム系統図及び単線結線図等）
- 出荷証明書、納品書又は保証書等の写し

(5) EV清掃車

- 導入車両の写真（車両ナンバー等が確認できること）
- 車検証又は納車証明書等の写し

(6) BEMS、高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器

- 導入設備について、設置後の写真（銘板等が確認できること）
- 導入設備の実際の設置図又はこれに代わるもの
- 出荷証明書、納品書又は保証書等の写し

8 補助対象設備の内容

補助金の交付を受けたい設備すべてに記入してください。

**補助対象設備のみ内容を記載し
提出して下さい。**

太陽光発電設備の補助対象経費

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	円
		労務費	円
		直接経費	円
	（間接工事費）	共通仮設費	円
		現場管理費	円
		一般管理費	円
	付帯工事費		円
	機械器具費		円
	測量及試験費		円
設備費	設備費		円
業務費	業務費		円
事務費	事務費		円
A 補助対象経費の小計			円
B 他補助金の活用予定		他補助金名	
※複数ある場合は全て記入すること		他補助金額	円
C 補助対象経費の合計（A－B）			円
D 補助申請額（C×2/3） 【千円未満切捨て】			,000 円

※既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご注意ください。

太陽光発電設備導入による効果等

E 発電出力（太陽電池モジュールの公称最大出力）	kW
F 発電出力当たりの費用単価（C÷E）	円/kW
G パワーコンディショナの定格出力	kW
H 年間の想定自家消費電力量	kWh
I 年間の想定発電量	kWh
J 自家消費率（G÷H×100） ※50%以上であること	%
K 導入設備のCO2削減効果	t-CO2/年

蓄電池の補助対象経費

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	円
		労務費	円
		直接経費	円
	（間接工事費）	共通仮設費	円
		現場管理費	円
		一般管理費	円
	付帯工事費		円
	機械器具費		円
	測量及試験費		円
設備費	設備費		円
業務費	業務費		円
事務費	事務費		円
A 補助対象経費の小計			円
B 他補助金の活用予定		他補助金名	
※複数ある場合は全て記入すること		他補助金額	円
C 補助対象経費の合計（A－B）			円
D 補助申請額（C×2/3） 【千円未満切捨て】			,000 円

※既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご注意ください。

蓄電池導入による効果等

E 蓄電容量	kWh
F 蓄電容量当たりの費用単価（C÷E）	円/kWh
G パワーコンディショナの定格出力	kW

B E M S の補助対象経費

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	円
		労務費	円
		直接経費	円
	（間接工事費）	共通仮設費	円
		現場管理費	円
		一般管理費	円
	付帯工事費		円
	機械器具費		円
	測量及試験費		円
設備費	設備費		円
業務費	業務費		円
事務費	事務費		円
A 補助対象経費の小計			円
B 他補助金の活用予定		他補助金名	
※複数ある場合は全て記入すること		他補助金額	円
C 補助対象経費の合計（A－B）			円
D 補助申請額（C×2/3） 【千円未満切捨て】			,000 円

※既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご注意ください。

充放電設備（充放電設備、充電設備、外部給電器）の補助対象経費

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	円
		労務費	円
		直接経費	円
	（間接工事費）	共通仮設費	円
		現場管理費	円
		一般管理費	円
	付帯工事費		円
	機械器具費		円
	測量及試験費		円
設備費	設備費		円
業務費	業務費		円
事務費	事務費		円
A 補助対象経費の小計			円
B 他補助金の活用予定		他補助金名	
※複数ある場合は全て記入すること		他補助金額	円
C 補助対象経費の合計（A－B）			円
D 補助申請額（C×2/3） 【千円未満切捨て】			,000 円

※既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご注意ください。

EV清掃車の補助対象経費

区分	費目	補助対象経費（税抜）
車両費	購入費（工事費を含む）	円
A	補助対象経費の小計	円
B	他補助金の活用予定 ※複数ある場合は全て記入すること	他補助金名 他補助金額
C	補助対象経費の合計（A－B）	円
D	補助申請額（C×2/3）【千円未満切捨て】	,000 円

EV清掃車導入による効果等

E	再エネ発電設備の設置及び接続の有無	☐ 有 ☐ 無
F	再エネ電力証書の利用の有無	☐ 有 ☐ 無
G	導入車両のCO2削減効果	t-CO2/年

高効率換気空調設備の補助対象経費

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	*,*,*,*,* 円
		労務費	*,*,*,* 円
		直接経費	*,*,*,* 円
	（間接工事費）	共通仮設費	*,*,*,* 円
		現場管理費	*,*,*,* 円
		一般管理費	*,*,*,* 円
	付帯工事費		*,*,*,* 円
	機械器具費		*,*,*,* 円
	測量及試験費		*,*,*,* 円
設備費	設備費		*,*,*,* 円
業務費	業務費		*,*,*,* 円
事務費	事務費		*,*,*,* 円
A 補助対象経費の小計			7,654,321 円
B 他補助金の活用予定		他補助金名	—
※複数ある場合は全て記入すること		他補助金額	0 円
C 補助対象経費の合計（A－B）			7,654,321 円
D 補助申請額（C×2/3） 【千円未満切捨て】			5,102,000 円

※既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご注意ください。

高効率換気空調設備導入による効果等

E 従来機器に対する導入設備のCO2削減効果	0.43 t-CO2/年
------------------------	--------------

高効率照明機器の補助対象経費

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	***,*** 円
		労務費	***,*** 円
		直接経費	***,*** 円
	（間接工事費）	共通仮設費	***,*** 円
		現場管理費	*,*** 円
		一般管理費	*,*** 円
	付帯工事費		***,*** 円
	機械器具費		*,*** 円
	測量及試験費		*,*** 円
設備費	設備費		*,*** 円
業務費	業務費		*,*** 円
事務費	事務費		*,*** 円
A 補助対象経費の小計			654,321 円
B 他補助金の活用予定 他補助金名			—
※複数ある場合は全て記入すること 他補助金額			0 円
C 補助対象経費の合計（A－B）			654,321 円
D 補助申請額（C×2/3） 【千円未満切捨て】			436,000 円

※既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご留意ください。

高効率照明機器導入による効果等

E 導入機器のCO2削減効果	0.06 t-CO2/年
F LED照明の調光制御機能の有無	☒ 有 ☐ 無

高効率給湯器の補助対象経費

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	円
		労務費	円
		直接経費	円
	（間接工事費）	共通仮設費	円
		現場管理費	円
		一般管理費	円
	付帯工事費		円
	機械器具費		円
	測量及試験費		円
設備費	設備費		円
業務費	業務費		円
事務費	事務費		円
A 補助対象経費の小計			円
B 他補助金の活用予定		他補助金名	
※複数ある場合は全て記入すること		他補助金額	円
C 補助対象経費の合計（A－B）			円
D 補助申請額（C×2/3） 【千円未満切捨て】			,000 円

※既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご注意ください。

高効率給湯器導入による効果等

E 導入機器のCO2削減効果	t-CO2/年
----------------	---------

11. 補助金の交付

補助金交付請求書の内容が適正であるときは、当該請求書に記載された口座に、補助金を振り込みます。補助金の振込予定日や振込完了の連絡は行いません。適宜通帳等でご確認をお願いします。

なお、請求書を提出してから補助金の振り込みまで14日程度期間を要する場合があります。特に年末と年度末は会計処理が集中するため、振り込みまでお時間をいただく場合があります。

12. 取得財産の管理・処分

この補助金により取得した設備を補助金の目的以外の用途に使用することはできません。補助金の目的を達成するよう、善良な管理者の注意を持って管理し、効率的な運用を行ってください。また、補助金により取得した設備を処分(譲渡、交換、貸付、廃棄など)しようとするときは、本市へ財産処分承認申請書(様式第15号)を提出し、承認を受けなければなりません。(※)未承認のまま財産処分が行われた場合、仙台市は交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求めることがあります。事前に仙台市環境局先行地域推進室までお問い合わせください。

※ 取得単価が50万円未満の財産は処分制限対象外ですが、補助事業の完了後においても管理するための台帳を備え、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効果的運用を図らなければなりません。

13. 自家消費割合の報告

太陽光発電設備に係る補助事業者は、自家消費割合実績報告書(様式第16号)の提出が必要です。本市から提出についてのご案内を通知しますので、指定された期日まで提出ください。

14. 再エネ100%電力契約状況の報告

補助事業により設置した設備利用者等には、後日、本市から提出を求められた場合、再エネ100%電力契約状況報告書(様式第17号)の提出を求めますので、ご協力をお願いします。

15. 補助事業完了後の市への協力

補助事業が完了した方に対しては、補助事業の効果を確認するため、導入した設備の使用状況等のデータの提供にご協力いただくことがあるほか、市が取り組んでいる「脱炭素都市づくり」や「資源循環都市づくり」の推進に向け、当該事業に関するアンケート等をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

- ・ 導入設備の設置個所が確認できるカラーの写真を提出してください。
- ・ メーカーや銘板が判別できる写真についても撮影し、提出してください。

参	参
交付申請 機器撤去前 (設置場所全景を撮影したもの) (全ての設置場所を撮影)	現場名 ****ビル改修工事 撮影場所 *階**** 工事内容 施工前 パッケージエアコン室内機 型番: **** No.01(どの場所かわかるように 写真と図面对応する番号を記入) 撮影日 令和*年*月*日
交付申請 撤去機器 銘板拡大 (文字が読めるように)	現場名 ****ビル改修工事 撮影場所 *階**** 工事内容 施工前 パッケージエアコン室内機 型番: **** 撮影日 令和*年*月*日
実績報告 受入検査 機器外観	現場名 ****ビル改修工事 撮影場所 - 工事内容 機器受入検査 パッケージエアコン室内機 型番: **** 撮影日 令和*年*月*日

実績報告

受入検査 機器銘板拡大 (文字が読めるように)

現場名 ****ビル改修工事

撮影場所 -

工事内容 機器受入検査

パッケージエアコン室内機

型番: ****

撮影日 令和*年*月*日

実績報告

機器設置後 (同じ型番が並ぶ場合は まとめて撮影可)

※交付申請時から設置場所が変わった場合は、設置前の写真も撮影すること。

現場名 ****ビル改修工事

撮影場所 *階****

工事内容 施工後

パッケージエアコン室内機

型番: ****

No.01(どの場所かわかるように)

写真と図面对応する番号を記入)

撮影日 令和*年*月*日

実績報告

機器設置後 (設置場所全景を撮影したもの) (全ての設置場所を撮影)

現場名 ****ビル改修工事

撮影場所 *階****

工事内容 施工後

パッケージエアコン室内機

****室

撮影日 令和*年*月*日